## 第1甲の罪責

- 1. 甲が A の右脇腹を包丁で突き刺し、 A を死亡させたことにつき、殺人罪(刑法(以下、略)199条)が成立しないか。
- 2. 甲は、包丁でAの右脇腹を狙って2回続けざまに強く突き刺している。これによってAは出血多量で死亡しており、甲はAを「殺した」といえる。また、甲は、反感を募らせていたAに対して、殺傷能力がある包丁を用いて、脇腹を2回も強く突き刺しており、甲の凶器の使用方法は極めて危険なものであり、甲のAに対する殺意が認定できる。
- 3. もっとも、甲は、 A がハンマーで甲宅の窓を割り、侵入しようとしてきたことに対して上記行為によって反撃したものであるから、正当防衛(36 条 1 項)が成立し、違法性が阻却されないか。
- (1) 「急迫」性は、法益の侵害が現に存在し、又は間近に押し迫っている場合に認められ、行為者が単に侵害を予期していたのみでは急迫性の要件に欠けるものではない。そして、侵害を予期した上で対抗行為に及んだ場合は、対抗行為に先行する事情を含めた行為全般の状況に照らして急迫性の有無を検討すべきである。具体的には、行為者と相手方との従前の関係、予期された侵害の内容、侵害の予期の程度、侵害回避の容易性、侵害場所にとどまる相当性、対抗行為の準備の状況、実際の侵害行為の内容と予期された侵害との異同、行為者が侵害に臨んだ状況及びその際の意思内容等を踏まえて、被侵害者にとって緊急状況と評価できない場合には侵害の急迫性は否定される。
- (2) 本件では、甲と A は女性関係のトラブルにより険悪な仲であり、甲は A の執拗な嫌がらせにより反感を募らせていたものであった。甲は A からの電話での挑発やそれまでの経緯からして、 A が自宅に何らかの凶器を持参して押しかけて来ることは確実だと考えており、 A から何らかの凶器による侵害を受けることを十分に予期していたものである。仮に甲が A から上記挑発を受けた際に、警察に通報していれば、A が押しかける前に警察が到着し、甲を保護できたことは確実な状況であったことから、 甲は A の侵害行為を回避することが容易であった。また、 A が何らかの凶器を持って侵害行為に及んでくるのに対して、甲が自宅にとどまっていたことは相当なものとはいえず、甲は、 A の侵害行為に備えて、包丁を取り出し準備していたものである。そして、現に生じた A からの侵害行為は、ハンマーで窓を割り甲宅に侵入しようとするものであり、甲の前述の予期内容と大きく異なるものではなく、甲は A からの侵害行為を受け、その機会に、殺意をもって包丁を 2 回も強く突き刺したことなどを踏まえると、甲は緊急状況下に置かれていたとはいえない。
- (3) したがって、急迫性が満たさず、正当防衛は成立しない。
- 4. 以上のことから、甲に殺人罪が成立する。